

江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員等の宿舍の借り上げを行う江戸川区内(以下「区内」という。)にある介護サービス事業所を運営する者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保及び定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業所 区内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスを実施する事業所で、次のいずれかに該当する事業所をいう。

ア 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所として、江戸川区と災害時協力協定を締結している事業所(以下「二次避難所」という。)

イ ア以外の事業所(以下「その他事業所」という。)

(2) 介護職員等 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、対象事業所の経営に携わる法人の役員は除く。

ア 二次避難所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員及び支援相談員で、災害対策上の業務に従事する者

イ その他事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員及び支援相談員

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象事業所を運営する法人(以下「対象法人」という。)が介護職員等を居住させるための宿舍を借り上げる事業とする。

(補助金交付対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、介護サービス事業所を運営し、次条に規定する介護職員等を雇用するとともに、第6条に規定する宿舍を借り上げ、これに当該介護職員等を居住させている対象法人とする。ただし、国又は他の地方公共団体からこの要綱に定めるものと同様の補助金等の交付を受けている法人を除く。

(補助対象入居者)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる者は、介護職員等であって、世帯主又はこれに準ずる者(以下「補助対象入居者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 平成31年3月31日までに対象法人が借り上げた宿舍に入居している者(同年

4月1日以後に採用され、同日以後新たに入居した者を除く。)

(2) 対象事業所から住居手当等を支給されている者又は住居手当等を支給されている同居者がいる者

(補助対象となる宿舎)

第6条 この要綱に基づく補助の対象となる宿舎は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 二次避難所であり、次に掲げる要件を全て満たす宿舎

ア 対象法人が雇用する介護職員等を居住させるために借り上げている宿舎であること。

ただし、対象法人又は対象法人の役員若しくはその親族等が所有するものを除く。

イ 借り上げている宿舎が二次避難所の半径10キロメートル圏内にあること。

ウ 現に補助対象入居者が入居していること。

(2) その他事業所であり、次に掲げる要件を全て満たす宿舎

ア 対象法人が雇用する介護職員等を居住させるために借り上げている宿舎であること。

ただし、対象法人又は対象法人の役員若しくはその親族等が所有するものを除く。

イ 現に補助対象入居者が入居していること。

(補助対象経費)

第7条 江戸川区長(以下「区長」という。)は、対象法人に対し、補助対象入居者が宿舎に入居した日から退去する日までに要する賃借料、共益費(管理費)、礼金、更新料及びその他区長が相当と認めるもの(以下「賃借料等」という。)に係る補助金を、別表に定める基準に基づき、予算の範囲内で交付する。

2 対象法人が補助対象入居者から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助条件)

第8条 区長は、補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする対象法人は、江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長が別に定める期間内に提出する。

(1) 江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(事業所別)(第1号の2様式)

(2) 江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(宿舎別)(第1号の3様式)(その他事業所の場合は、第1号の4様式)

(3) 宿舎に係る賃貸借契約書の写し

(4) 補助対象入居者と締結した宿舎に係る使用契約書の写し

(5) 補助対象入居者と締結した雇用契約書(雇用開始日及び就業場所が記載されているものに限る。)

(6) 給与規定の写し(住居手当の不支給が確認できるものに限る。)

(7) 誓約書(第2号様式)

(8) 補助対象入居者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)ただし、補助対象入居者が区内に住所を有し、個人情報の利用に係る同意書(第3号様式)を提出した場合は、省略することができる。

(交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、対象法人に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその理由を付して、江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、対象法人に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた対象法人(以下「補助法人」という。)は、江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)による通知を受けた後、速やかに請求書により、区長に当該補助金の交付を請求するものとする。

(交付申請の変更等)

第12条 補助法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請変更・中止届出書(第7号様式)に必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当するもののうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

(変更等交付決定)

第13条 第10条及び第11条の規定は、変更等の交付申請に係る手続について、準用する。この場合において、第10条第1項中「江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)」とあるのは「江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付変更・中止決定通知書(第8号様式)」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 区長は、第10条又は前条の規定により補助金の交付を決定した場合において、別記補助条件により、決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、前項の場合において、決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、交付決定通知書により通知するものと

する。

(暴力団等の排除)

第 15 条 対象法人が、暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成 24 年 7 月江戸川区条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）である場合又は対象法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、江戸川区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月江戸川区規則第 3 号）に定めるところによる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付則（省略）

別表（第 7 条関係）

対象事業所	補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
二次避難所			8 分の 7	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
その他事業所	賃借料等	宿舍一戸当たり 月 82,000 円	2 分の 1	

備考

- 1 二次避難所を運営する法人は、補助対象経費に 8 分の 1 を乗じた金額以上を負担するものとする。
- 2 その他事業所を運営する法人は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた金額以上を負担するものとする。
- 3 1 月当たりの交付額の算定において、補助対象入居者の居住した日数が 1 か月に満たない場合の賃借料及び共益費（管理費）については、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算して得た額（小数点以下を切り捨てるものとする。）とする。ただし、日割計算された額と実際に支払った額とを比較して低い方の額を補助対象経費とする。
- 4 1 月当たりの交付額の算定において、礼金については、当該礼金の額を契約の期間の月数で除して得た額を補助対象経費に計上することができるものとする。

5 補助金の交付の対象となる戸数は、1対象事業所につき4戸を上限とする。

6 1戸当たりの補助金の交付期間は、4年間を限度とする。

別記 補助条件（第8条、第14条関係）

（事故報告等）

第1条 補助法人は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助法人に適切な処理を行うよう指示することができる。

（状況報告等）

第2条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助法人に対し、補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、補助法人に適切な処理を行うよう指示することができる。

（遂行命令等）

第3条 区長は、補助法人による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助法人の行う補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助法人に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助法人が前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第4条 補助法人は、補助対象事業が完了したとき 又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から14日以内に、区長に江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（第9号様式）（その他事業所の場合は、第9号の2様式）（以下「実績報告書」という。）及び補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第5条 区長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書により補助法人に通知する。

（是正のための措置）

第6条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助法人に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(決定の取消し)

第 7 条 区長は、補助法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第 8 条 補助法人は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該補助金を区長に返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 9 条 補助法人は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助法人は、前条の規定により、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 10 条 区長は、前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 11 条 区長は、第 9 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 12 条 区長は、補助法人に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、補助法人が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に

対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の作成及び保管)

第 13 条 補助法人は、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(予算措置)

第 14 条 この要綱に基づく補助金の交付は、東京都の補助事業を利用し実施するため、東京都の補助事業が縮小、中止又は廃止になった場合は、当該補助金の交付も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

様式 (別紙のとおり改める。)

付 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。